

佐伯市 西野区

大神氏合祀墓誌銘

この墓誌銘は昭和38年に発見され、自後、数人のひとによつて採拓、訓読あるいは正誤表など発表され、また地方誌に取上げられたりしてきたが、解説不完全のまま経過してきた。今回のははじめて口語訳がつけられた。紙数の都合により「注」および「まえがき」「あとがき」は次号に掲載する。

平成5年2月26日 佐伯市野岡区 汐月三代吉 編集
同 木立区 木許 博 解読

凡例

一、最初に掲げた原文は銘文の通りに表現するため、行数、一行の文字数、空白部はそのままに、また字体も次項のようにして、活字も大文字を使用しました。

二、銘文中には相当数の異体字・古字・俗字等があり、文中正直にその形を伝えるために

祀惟迁有咼辛秉密拔矣唾補奏胺彑日电復據
盈情彝万戦勝疑若南幽树葉冥叟夏剗凡厲

の文字は作字したものである。

三、全文10小節に分け訓点を施し、

訓読・語注・通訳を施した。

本文（枠内）

訓読は異体字のままとし、通訳は常用漢字になおして印刷した。

四、欠損文字は凡そ40字で、従来の読みにだいたい従つたが、次の文字は筆者で採拓し、問題点のあると思われるものについては、とくに注を施して指摘した。

陂、迂、直、有、彝、鼓、賦、輿、二、子、壹、欽

五、本文中の注①～⑯は地名、人名、系図、歴史背景をもつ事項等を、後注の形で列挙し、注(a)～(e)はそれぞれの「語注」の説明に追加説明を施したものである。

六、全体の内容にかかる資料、文献参考等は別に「参考」として箇条的にまとめた。
先輩がたの研究資料ができるだけ紹介することにつとめた。

大神氏合祀墓誌銘

(正面)

※ 一は拓本不明の文字

千代鶴君者佐伯惟治公之世子而祖母嶽之神裔也初桓武帝左遷堀川

大納言於豐後国有女曰花彼神化而

通之譬如漢祖之母媼息大沢之陂夢

既神通而有娠以弘仁辛卯三月五日

生男子於緒方庄姓大神名惟基勇氣

蓋世英雄也秉和庚申直庭而假寐有

人密取枕刀拔不拔曰彼西鄙人也乃

与耻而鉄以置筒中錦裝而立庭夜有降美矯朝命而唯基研之本末双立

見之慄乎不顧而唾苟不童有過其夜發火于禁中門扇以鎮焉迺補任於豐

後守護也貞觀辛巳蓋包茅不貢

(正面)

朝命是徵唯基西上而奏和歌乃弛罪

戾哉五世玄孫有緒方惟榮者勇彊壯

武膂力絕人軸丸有方七尺盤石鐵杖

以穿貫之其跡猶在凡有事降雨以為

例世有鱗出自腋下有佩刀曰瀨上手

鋒秉電巴作又有源廷尉所賜之小屏

風長戟神息刀禦 安德帝之鳳輦於
豐前宇佐廟兵卒放火山徒擧而訟惟
朱於京師謫于上毛國沼田庄后有赦
復返于佐伯庄子孫相續唯治神君亦
勇畧特異也於是乎大友氏據于邯鄲
武威服隣國方欲霸九州神君使幼君
御曹司朝正於津盛城右挾異志而輕
盈主之權構者流言充野乃遣深田伯
後面耆野々下某陳其情而賦青蠅弗聽將
以鼙鼓俱見害天友氏使臼杵長景將
兵二万圍梅牟礼城力戰不利曰城小

而固弗勝為笑勝之如何分兵絕水道
幾拔之神君亦令精米以洗馬猶多水
而禦之長景思念佯而出城遂以為后
圖則使謂行人曰君實無罪而見疑於
盈主也今誠從吾言君如日矣君其圖
之神君亦持久而無外援則計其難振
乃輿議而俱潛夜遁而寓次于黑沢若
挾女之家遂越在日南深山幽僻之地
壹月既而欲過薩州見嶋津氏树策於
茲其場去至今有逆生小竹葉長景豫
与新名黨密謀而伏甲於日州二河內

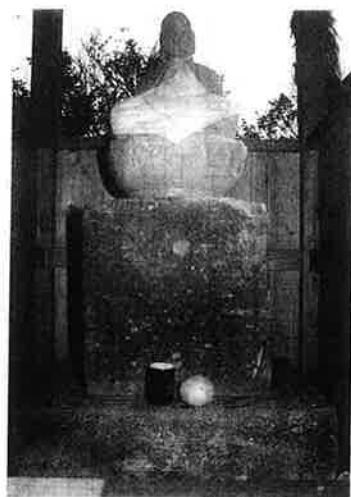
(右面)

神君至焉從者二十餘人耳殊死而戰
雖當力遂見害神君亦自殺於是千代
雀君与佐伯伊賀富田五良追走而至
西野此日也泥谷將監乃得脫阪生訃
而自刑一子亦害幼君而夭俱從而殉
焉后敵者發疾而皆死又詫若挾女鄉
民懼乃為立廟歲時展祭矣嗚呼神君
年三十三幼君年九歲實大永丁亥冬
十一月廿五日也西野之民至今猶欽
威灵立石合祀焉其詳偏存口碑洋洋老
叟據野史畧叙一二遂作銘曰

板蕩山河在 永餘公子丘
日南珠不返 噇淚幾春秋

寛政五癸丑夏金劔山範玄海墓誌

(4·7·23 木許写)



墓誌銘のある地蔵尊

大神氏合祀墓誌銘

通訳 千代鶴君は佐伯惟治公のあとつぎとなる子で祖母嶽の神の子孫である。

大神氏合祀墓誌銘

千代鶴君者、佐伯惟治公之世子而、
祖母嶽之神裔也。

訓読 大神氏合祀墓誌銘

千代鶴君は佐伯惟治公の世子にして、祖母嶽の神裔なり。

語注 大神氏（おおがし）〔後注①〕参照

合祀（ごうし）＝合わせまつる、祀は祀の略字

墓誌銘（ぼしめい）＝死者の人がらを後世に伝えるため、

伝記（誌）と韻文（銘）を石に刻んだもの、またその

世子（せいし）＝世継ぎとなる子、あとつぎ

祖母嶽（そぼだけ）＝嫗嶽（うばがだけ）〔豊後国志〕、

祖母嶽（おばがだけ）〔太宰管内志〕ともいう。竹田

市と大野郡緒方町および宮崎県西臼杵郡高千穂町との境にある山。標高1,756・7メートル〔日本地名大辞典〕

〔後注②〕参照

神裔（しんえい）＝神の子孫

初、桓武帝、左遷堀川大納言於豊後國。右女曰花、
彼神化而通之。譬如漢祖之母嫗、息大澤之陂、夢

其神通而有娠。

訓読 初め桓武帝、堀川大納言を豊後國に左遷す。
女右り花と曰う。彼の神化して之に通ず。譬如えば漢祖の母嫗、大澤の陂に息息、夢に神と通じて娠右りしが如し。

語注 桓武帝（かんむてい）＝桓武天皇、平安遷都の帝、第五十代（781～806）以下「通之」までの

叙述については〔後注③〕参照

堀川大納言（ほりかわだいなごん）＝藤原伊周・儀鑑公、

平安中期の人、藤原道隆の子、「堀川大納言儀同三司

伊周公豊後国緒方庄に配流」〔興廢記〕

大納言（だいなごん）＝太政官の次官、大臣について政

治にたずさわる官

左遷（ざせん）＝官位を低くして遠地にうつす、遷は遷

の異体字で意味は同じ、以下「異」と略記す

右（あり）||有「異」 女（むすめ）

花||「梅牟礼実錄」には「花の本」とある

彼神（かのかみ）||祖母嶽之神

化（か）して||身を変えて

漢祖（かんそ）||前漢の國をつくつた帝、劉邦のこと、

秦の始皇帝没後兵を挙げ、項羽を破つて天下を統一した。前二〇六年長安に都した。（前247～195）

在位十二年以下「荀娘」までの叙述については【後注④】参照

共（と）||與「異」並列の助字、ともに、ともよむ

大沢（だいたく）||大きな池

陂（は）||ハ、ヒ、つつみ、いけ、ふさぐ、せきとめる、かたむく

息（いこう）||休息する

娠（しん）||みごもること

通訳（ういつく）||以前桓武天皇が堀川大納言を豊後国に

左遷した。その大納言には娘がいて名を花といつた。例の祖母嶽の神が身を変えて花と通じた。たとえていえば、漢の高祖（劉邦）の母である嫗が、大きな沢

訓読

弘仁辛卯三月五日を以て 男子を緒方庄に生

む。姓は大神、名は唯基、勇氣蓋世の英雄なり。

兼和庚申、庭に直して假寐す。人有り、密かに枕刀を取り、抜けども抜けず。曰く、彼は西鄙の人なりと。乃ち耻を与えんとして鉄以て筒中に置き、錦装して庭に立て、夜降る有り、朝命と矯る。而して唯基之を研

るに本末双び立つ。之を見て懼乎として顧みずして唾しきくも葦まず過ぐる有り。其の夜火を禁中に発し、門扇以て焉を鎮む。迺ち豊後守護に補任せらるるなり。

語注 弘仁辛卯（こうにんかのとう）一二年（811）

の堤で休息をして、夢の中で神と通じて身ごもつたのと似ている。

以弘仁辛卯三月五日生男子於緒方庄。姓大神名唯基、勇氣蓋世英雄也。兼和庚申直庭而假寐。有り、密取枕刀拔不拔、曰彼西鄙人也。乃与耻而鉄以置筒中、錦裝而立庭、夜有降矣、矯朝命。而唯基研之、本末双立。見之懼乎不顧而唾苟不薙有過。其夜發火于禁中門扇以鎮焉。迺補任豊後守護也。

嵯峨天皇（五十二代）の代、辛一辛「異」

蓋世（がいせい）世を蓋つ、世をおおいかくすほどの

勇壮な気性の形容、拔山蓋世

兼和庚申（じょうわかのえさる）七年（840）兼

承「異」

仁明天皇（五十四代）の代

直庭（ていにちよくす）宮中、御殿に侍る。直一当

番侍る、とのる（宿直）する、直宿（とのる、当直、當宿直）

庭一宮中、朝廷、政治をとる所

假寐（かび）＝仮眠

密（ひそかに）＝密「異」拔（ぬく）＝拔「異」

西鄙（せいひ）＝西国（せいこく）のいなか、鄙一ヒ、ひな、い

なか耻（はじ）＝恥「異」

矣（い）＝矣「異」句末の助字、断定、読まない字

矯（いつわる）＝うそをつく

斫（きる）＝シャク、刀で切る

懼乎（おんこ）＝いきどおる、むつとしてはらだつようす

董（つつしむ）＝謹「異」

唾（つばきす）＝唾「異」つばを吐く、「不顧而唾」

さげすむ、侮辱する

禁中（きんちゆう）＝宮中

門扇（もんせん）＝門

のとびら、扇一扉と同じ、

焉（これ）＝エン、之、是と同じ、助辞、いづくんぞ

補（ほ）＝補「異」

▲この節は【後注⑨】「手錐」参照のこと▼

通訳 弘仁辛卯（二年・811）三月五日に男の子を

緒方庄（おがわじょう）で生んだ。姓は大神氏、名は惟基（これも）といふ。その

勇氣は世をおおうほどの勇ましい気性（きじょ）の英雄である。

その惟基が兼和庚申（七年・840）、宮中御殿にお

仕えして宿直につき仮眠していた。ある人が、惟基が枕

辺に置いていた護身用の刀を取つて抜こうとするが抜け

ない。そこで「この男は西国（せいこく）の田舎者（いなかしゃ）だ」と言い、恥（はじ）を

かかせてやろうとたくらみ、筒の中に鉄を仕込んで錦（にしき）で飾り、庭に立てて、「夜降（よあが）ってきたものだ」と言い、

天子のご命令だといつわつて惟基に切らせた。惟基がそれを切つたところ、それが見事に切れて根本の方と末の

方とが並んだままで地上に突き立つた。惟基はこれを見

て腹を立て、侮りにくんで悪口（あくく）をあびせて立ち去つた。

その夜宮中で火災があり、惟基は門の扉（とびら）を使つて火災（ひさい）を鎮めた。そこでその功績（じゅく）によって豊後の守護職（しゆごしょく）に任せられた。

みやげ【後注⑥】参照

蓋（おおう）||おおいかくす

不貢（こうせづ）||貢ぎ物を献上しない

徵（ちょうす）||人を呼びよせる、問いただす「大漢和」

惟（これ）||惟「異」

奏（そう）||奏「異」

和歌||惟基の都まうでのから衣首かみよりやたちそめに

けん【後注⑦】参照

玄孫（げんそん）||ひ孫の子

勇彊（ゆうきょう）||勇ましく強い、彊は強

壯武（そうぶ）||さかんにたけし、勇武・雄武

膂力（りょりょく）||せぼねのちから、ちから

軸丸（じくまる）||豊後国緒方庄軸丸

盤石（ばんじやく）||大きな石

穿貫（せんかん）||うがちつらぬく

凡（およそ）||凡「異」

降雨（こうう）||吉例雨のこと【後注⑨】参照

有鱗（うろこあり）||身体の一部にうろこがあつた【後

注④参考 脱（わき）||脇「異」

佩刀（はいとう）||腰にさす刀

詰注

貞觀辛巳（じょうかんかのとみ）||三年（86

1）清和天皇（五十六代）の代

包茅（ほうぼう）||束ねた茅、古、祭の時にこれに酒を注いで粕を去つた。

包一苞（つと）、つつみ、

貞觀辛巳、蓋包茅不貢。朝命是徵。惟基西上而奏和歌。乃弛罪戾哉。五世玄孫右緒方惟榮者。勇彊壯武。膂力絕人。軸丸右方七尺盤石。鉄杖以穿貫之。其跡猶在。凡百事降雨。以為例。世有鱗。出自腋下。右佩刀。曰瀬上。手鋒。禾電。巴作。又右源廷尉所賜之小屏風。長戟。神息刀。

訓読

貞觀辛巳、包茅を蓋いて貢せず。朝命是れ徵す。惟基西より上りて、和歌を奏す。乃ち罪を弛められて戻れるか。五世の玄孫に緒方惟榮という者有り、勇彊・壯武、膂力人に絶す。軸丸に右方七尺の盤石有り。鉄杖以て之を穿貫す。其の跡猶お在り。凡そ事有れば降雨し、以て例と為る。世々鱗右り、脇下より出ず。佩刀有り、瀬上、手鋒、禾電、巴作と曰う。又、源廷尉賜うところの小屏風、長戟、神息刀有り。

貞觀辛巳（じょうかんかのとみ）||三年（86

1）清和天皇（五十六代）の代

包茅（ほうぼう）||束ねた茅、古、祭の時にこれに酒を注いで粕を去つた。

包一苞（つと）、つつみ、

瀬上（せのぼり） 手鋒（てばこ）【後注⑨】参照

秉電（ひりゅう）【後注⑨】参照 乘一飛「異」

电一龍「異」 巴作（ともえづくり）

小屏風（こびょうぶ）

神息刀（しんそくとう）

あつたのを鉄杖でそれに穴をあけた。その跡が今でもある。

*右のそれぞれの刀のいわゆが「興廢記」剣の巻、「実録」巻上剣の巻に所載、そのいくつかを【後注⑨】に転記した

長戟（ちょうげき）||柄の長い戟、戟一戈（ほこ）の

柄の先両側に刃あるもの

廷尉（ていい）||刑獄を司る役の中中国名、檢非違使の次官の別名で警察官裁判官の役にあたる

源廷尉—源義経のこと、「去んぬる元暦元年（118

4）檢非違使五位尉になり給ふ」【日本古典文学大系】

義経記」一四二六一。

訓読

安徳帝の鳳輦を豊前宇佐廟に禦ぐ。兵卒火を放つ。山徒拳りて惟栄を京師に訟う。上毛国沼田庄に謫せらる。后赦右りて復た佐伯庄に返り子孫相続す。

貢物を隠して献上しなかつた。ついに宮中から呼び出された。惟基は西国から京に上つて、和歌を奏上した。和歌を賞せられ罪をゆるされて國に帰つたのであつた。

語注

禦（ふせ）ぐ||防禦する。

訓読

安徳帝（あんとくてい）||安徳天皇、（八十一代）

惟基より五代目ひ孫の子に緒方惟栄という者がいた。勇ましく強く、血氣さかんでちからもちで、ならぶものがない。緒方庄の軸丸といふ所に、七尺四方の大石が

在位1180~1185、高倉天皇の第一皇子、母は清盛の娘建礼門院平徳子、源平の戦に平宗盛に擁せられて西国に遷幸、平家一族と共に壇ノ浦に入水【広辞

およそ雨が必要な事があれば雨を降らし、吉例雨の先例となつた。代々龍の鱗が身体の一部に有つて脇の下から出た。腰に帶びる刀があり、瀬上の脇差、手鉾の太刀、飛竜の太刀、巴作太刀といつた。また源義経からたまわつた小屏風長刀、長戟、神息太刀がある。

禦安徳帝之鳳輦於豊前宇佐廟。兵卒放火。山徒拳而訟。惟栄於京師。謫于上毛国沼田庄。后右赦復。佐伯庄。子孫相續。

苑

鳳輦（ほうれん）||天子の乗物

廟（びょう）||おたまや、みたまや、やしろ、朝廷

山徒（さんと）||僧徒　　拳（こぞ）る||挙げて、

謫（たく）||流配、左遷、遠くへ流される

復（また）||復「異」、ふたたび

通訳 安徳帝の乗り物（これを守護する平家の軍勢）

を、豊前の宇佐神宮で防ぎ止めた。部下の兵卒が神殿に火を放つて焼打ちにした。僧徒らがこぞって惟栄の乱行をみやこ（朝廷）に訴えた。ために惟栄は罪をうけて上毛の国（今の群馬県）沼田庄に流配された。のちに許されて再び佐伯庄に帰り、その子孫が代々続いた。

惟治神君亦勇畧特異也。於是乎大友氏據于郡鄆、武威服隣國、方欲霸九州。神君使幼君御曹司朝正於津盛城。右挾異志而輕盟主之權者。流言充野。乃遣二深田伯耆・野々下某、陳其情而賦青蠅弗曉、將以鼓俱見害。

訓読

惟治神君も亦勇畧特異なり。是に於てか大友氏

郡鄆に據り、武威隣國を服せしめ、方に九州に朝たらん

と欲す。神君、幼君御曹司をして津盛城に朝正せしむ。

異志を挾んで盟主の權を軽んずと構うる者有り。流言

野に充つ。乃ち深田伯耆・野々下某を遣わし、其の情

を陳べて青蠅を賦すればとも聽されず、すなわち鼓を以

て俱に害せらる。

語注 神君（しんくん）||名君

勇畧（ゆうりやく）||勇氣があつて、策略に巧みなこと、

畧一略「異」

特異（とくい）||格別にすぐれる

據干郡鄆（かんたんにより）||郡鄆（大分市）を根拠地として、據（きよ）—據、拋「異」

霸（は）||諸侯の盟主、武力で天下を従える

幼君（ようくん）||おさない主君、幼主

御曹司（おんぞうし）||名門の子弟、源氏の嫡流の子息の敬称

朝正（ちょうせい）||正月、朝廷に伺候する、

「昔諸侯朝正於王」（大漢和）

津盛城（つもりじょう）||「大友館」をさすか、津盛城の位置は不明、【後注⑩】参照

異志（いし） || 異心、そむこうとする心

挾（さしはさ）む || 心に抱く、かくす

賦（ふ）す || 官府に財物を進上する、貢物、わりあて、となえる

青蠅（せいよう） || 謠言人、つげ口などをする小人のた

とえ 聽（ゆるす） || 聞き入れる、聽許

弗（ふ） || 打消 うは 「將に…す」とよむ、はた

将（まち） || そのまま、ふつ

算鼓（きんこ） || 古、戦時の時、牲（いけにえ）を殺して神に祭り、

その血を鼓に塗つた。また人を殺してその血を鼓に

塗つた。血まつり〔広辞苑〕 算—算「異」ちぬる、

いけにえの血を器物にぬつて神を祭る、血を塗つて神

聖にする、〔後注⑪〕 参照

見（らる） || られる、受身

通訳 惟治神君もまた勇気があり策略（さくりやく）に巧みで格別

にすぐれていた。ちょうどそのころ、大友氏は邯鄲（かんなん）を根拠地として、武力は隣りの国々を屈伏させ、まさに九州全体の霸權（はくせん）を握ろうとしていた。

神君は幼君千代鶴御曹司（おとねごし）を主家大友氏の津盛城に正月のあいさつに伺わせた。このようなことから、大友家

に反逆（はんぎやく）の意志を抱いて、主家の権威をからんじている（佐伯氏が）などと、こしらえごとを言いふらすものが居て、根拠もないわざが世間に広がつた。
そこで惟治公は深田伯耆・野々下某（ほのさか）を主家大友館（やかた）に遣わして、佐伯氏の真情を伝えて謗言（そんげん）人のしわざであることをとなえ話したが、聞き入れてもらえず、二人ともそのまま血まつりの刑にされ殺害された。

大友氏使白杵長景將兵二万圍梅车礼城。力戰不利。曰城小而固、弗勝為笑。勝之如何。分兵絕水道幾拔之。神君亦令精米以洗馬猶多水而禦之。長景思念佯而出城遂以為后圖。則使謂行人曰君實無罪而見疑於盈主也。今誠從吾言有如日笑。君其圖之。神君亦持久而無外援則計其難振。乃與議而俱潛夜遁而寓次于黑沢若挾女之家。遂越在日南深山幽僻之地壹月。

訓読

大友氏、白杵長景をして兵二万に將として梅车礼城を囲ましむ。力戦するも利あらず。曰く城小なれども固く、勝たざれば笑われん。之に勝つは如何。兵を分ち、水道を絶たば之を抜くに幾からんと。神君もま

た精米を以て馬を洗わしめて猶水多きがごとくして之を禦ぐ。長景思念するに、併りて城を出だし、遂に以て後の圖を為さんと。則ち行人に謂わしめて曰く、君実に罪無くして盟主に擬わるるなり。今誠に吾が言に従わば日の如く有らん。君其れ之を圖れと。神君も亦持

久して外援無くば則ち其れ振るい難からんと。乃ち輿議して俱に夜に潜み、遁れて黒沢若狭女の家に寓次す。遂に越えて日南の深山幽僻の地に在ること壹月なり。

万（まん） || 万「異」

力戦（りきせん） || 力いっぱい戦うこと、戦一戦「異」

弗（ざ）れば || 弗（ず）打消（前出）

為（れ）ん || 為（る）、れる、受身

幾抜之（これをぬくにちがからん） || 之に勝つ近道であらう

禦（ふせ）ぐ || 防禦する（前出）

佯（いつわる） || わべだけそのように見せかけること

后圖（のちのはかりごと） || 後の計略

行人（こうじん） || 道を行く人、旅人、使者

見る || られる、受身（前出）

疑（うたがう） || 疑「異」

盟主（めいしゆ） || 主君、盟一盟「異」

如日（ひのごとし） || 「帝堯者放歎、其仁如天、其知如神、就之如日望之如雲」「人びとが慕いなつくことは、物が太陽に向かうようであり…」〔史記・漢文大系三

七六〕

輿議（よぎ） || 輿論、世論、皆で謀つてきめる

潛（ひそむ） || かくれる

寓次（ぐうじ） || 仮居住する、寓一かりずまい、寓居

次一やどる、野次 || 野宿

黒沢（くろさわ） || 現佐伯市黒沢区、峻険な国有林を挟

んで宮崎県と接する集落

若狭女（わかさじょ） || 【後注⑭】 参照

日南（にちなん） || 南方の遠い地方、今の宮崎県、日向、

南一南「異」

幽僻（ゆうへき） || はるかな僻地、いなか、幽一幽「異」

通訳（つうやく） 大友氏は、白杵長景を兵二万の大将として、

（佐伯氏の居城である）梅牟礼城を取り囲んで攻めさせた。力いっぱい戦つたが、なかなか落ちない。

「城は小さいが堅固である、しかしこれを落として勝たなければ、人から笑われるだろう。これに勝つにはどう

すればよいか」「兵を分けて、この城の水の手を絶てば、

この戦に勝つ近道であろう」などと評定し合つた。一

方惟治公は精米で馬を洗わせて、城にはまだ水が多いよう見せかけて、防戦をしていた。

長景が考えるのに「相手をだまして城から出し、その後のはかりごとをきめよう」と。そこで使者を立て言わ

せるには「あなたは実際に無実であるのに主君大友家に疑われている。今本当に自分の言うことをきけば、人びとも太陽に向かうようにあなたに慕いなつくことであろう」と。

惟治公もまた「長く城を支えていても外からの援軍がなければ計略も發揮しにくい」と考えた。そこで皆で相談してともどもに夜にまぎれて城を抜け、黒沢の若狭という女の居る家に仮住まいをしていたが、ついに山越えをして日南の山深い僻地に居ること一箇月であった。

既而欲過薩州見嶋津氏樹策。於茲其場去。至今有逆生小竹葉。長景豫与新名黨密謀而伏甲於日州三河内。神君至焉。從者二十餘人耳。殊死而戰雖當万遂見害。神君亦自殺。

訓読

既にして薩州を過ぎて島津氏に見えて策を樹てんと欲す。茲に於いて其の場を去る。今に至るも逆生の小竹葉有り。長景豫め新名黨と密かに謀りて、甲を

日州三河内に伏す。神君焉に至る。従者二十餘人のみ。殊死して戦い方に當ると雖も遂に害せられる。神君もまた自殺す。

語注

既（すで）にして○そうこうしているうちに、まもなく、やがて

過（よぎる）＝立ちよる、たずねる
見（まみゆ）＝会う、お目にかかる

樹策（さくをたつ）＝計画を立てる、樹—樹「異」

逆生小竹葉（ぎやくせいのしょうちくよう）＝逆枝に生える小さな竹の葉、葉—葉「異」【後注⑫】参照

豫（あらかじめ）＝まえもって

新名黨（にいなとう）＝日南の武士団

甲（こう）＝甲卒、武装した兵士

伏（ふす）＝待ち伏せ

日州三河内（につしゅうみかわち）＝宮崎県北東部にある北浦町のうち、大分県蒲江町と接する

焉（（こゝ））＝ここに、エン、いづくんぞ、

耳（のみ）＝それだけ

殊死（しゅし）＝死にものぐい
見（らる）＝られる、受身（前出）

通訳

そういうしているうちに、薩摩をたずねて鳴津氏に会つて今後の計画を立てようと思ひ、その場所は立ち去つた。そこには今でも逆枝になつて生える小さな葉の竹が生えている。

長景は、まえもつて新名党（にいなとう）とひそかに謀つて、武装した兵を日向の三河内に待ち伏せさせていた。惟治公の一行がそこにやつてきた。従う者はわずかに二十人余りであつた。死にもぐるいで戦い、万人の敵と戦う武勇があつても、ついにはみな殺されてしまふ。惟治公もここで自刃して果てる。

於是千代雀君与佐伯伊賀、富田五良追走而至西野此日也。泥谷將監乃得脱岐告計而自刑。二子亦害幼君而天俱從而殉焉。后敵者發疾而皆死。又詫若挾女鄉民懼。乃為立廟歲時展祭矣。

して西野に至りしは此の日なり。泥谷將監乃ち脱するを得て坂りて計を告げて自刑す。一子も亦幼君の而も夭なるを害して俱に従いて焉に殉す。后、敵は疾を發して皆死す。又若挾女に詫び郷民懼る。乃ち為に廟を立て歳時に展祭す。

語注

佐伯伊賀・富田五良（さいきいが、とんだごろ）

う）＝千代鶴君の供人、〔新佐伯〕には「家臣岡部新左衛門を従えて」とある。〔実録・両豊記を見るが老若不明である〕

将監（しょうげん）＝昔の近衛府の判官をさした名

坂（かえる）＝帰「異」　計（ふ）＝死の知らせ

自刑（じけい）＝自殺、二子（にし）＝佐伯伊賀・富

田五良、子一男子、ひと

夭（よう）＝年わかく、うつくし、なまめかし、（この

部分を「幼君を害して天にして俱に従いて殉ず」のよううに読むと「二子」が「夭」なる人という意味になつて無理であろう）

后（のち）＝後、以下「皆死」までの叙述については【後

注⑬】参照

是において千代雀、佐伯伊賀・富田五良と追走

訓詁

「ぎがる」「いぶかる」、「ここ」はその意味である。一般に使われる「わびしい」「過を謝する」の意はここには通じない、以下「郷民懼」までの叙述については【後注⑭】参照

懼（おそる）＝おじおそれる

廟（びょう）＝たまや

歳時（さいじ）＝年々に

展祭（てんさい）＝展も祭もまつり

通訳（つうやく）

さて、千代鶴君は佐伯伊賀・富田五良と惟治公のあとを追つて西野村に着いたのがちょうど惟治公の自刃したこの日であった。惟治公に従つていた泥谷將監（しょくげん）は、戦場から脱出して帰り、惟治公自刃のことを告げ、

自決して果てた。二人の家臣（佐伯・富田）もまた、幼

い殿の、しかもうつくしい若君の命を絶ち、いつしょに

若君に殉じて死んだ。その後敵は病にかかつて皆死んでしまつた。

いっぽうまた、若狭女（わかさじよ）のことをおどろきふしげがつて、住民たちはおそれつしんで、若狭女のたまやを立てて、年々その時々にお祭りを行つたのである。

鳥呼神君三十三、幼君年九歳。實大永丁亥冬十一月廿五日也。西野之民至今猶欽威冥立石合祀焉。其詳偏存□碑洋老叟一據野史畧叙一二遂作銘曰
寛政五癸丑夏 金剛山範玄海 日南珠不返 板蕩山河在
墮淚幾春秋 永餘公子丘 葉誌

訓読

鳥呼神君年三十三、幼君年九歳。實に大永丁亥冬十一月二十五日なり。西野の民、今に至るも猶威冥

を欽み、石を立て焉を合祀す。その詳しきは偏に口碑に存し、老叟に洋きも野史に據りて一二を畧叙し遂に

銘を作つて曰く

板蕩山河在り

日本南珠返らず

水に餘す公子の丘

涙を墮す幾春秋

寛政五癸丑夏

金剛山範玄海

謹みて誌す

語注

代（1527）、今から四六六年前

威冥（いれい）＝神靈の威力、天子の威光、みいつ 灵

一靈「異」

欽（つつしむ）＝うやまう、欽仰

焉（これ） || これ、之、〈前出〉

口碑（こうひ） || いいつたえ、「路上行人口似碑」

碑—永久に亡びぬ意 洋（ひろし） || ひろい

老叟（ろうそう） || 年より、老翁、長老

叟—叟「異」

據（よる） || 根拠とする、拠「異」

野史（やし） || 民間で編纂した歴史、私史

署叙（りやくじょ） || 署述、署—略「異」

銘（めい） || 文体の名、功績や人徳を墓石や器物に刻ん

で後世に残す文、墓誌銘
板蕩（ばんとう） || 世の乱れ、政治の無道、政道乱れて
下民のうごめくこと、板・蕩ともに「詩經」大雅の
編名、周の厲王の悪政を歌う

公子（こくし） || 諸侯貴族の子

珠（たま） || 珠殿、うるわしき殿、惟治公のこと

寛政五癸丑（かんせいごみずのとうし） || 光格天皇の代

（1793） 夏（なつ） || 夏「異」

金剛山（こんごうざん） || 堅田柏江・江国寺

剣一剛「異」

範玄海（はんげんかい） || 五世座元、博学の聞こえあり、

寺内に寮を立て衆僧の世話をした。隠居して常楽寺に

観音堂を再建、のち妙光庵にうつる。

〔足田泉史料「古記由来伝」（明治3記）〕

堇（きん） || 謹「異」

通訳

ああ、惟治公は年三十三才、幼君千代鶴君は年九才で実に大永丁亥（七年・1527）の冬、十一月二十五日のことである。

西野村の住民は、今でもなおふしげな威力をおそれうやまつて、墓石を立てお二人を合せまつっているのである。

ところで右の物語の詳しい内容は世間の言いつたえに残され、年よりが広く知っているが、私は民間の歴史書によつてほんの一部分をあらまし述べて、終りに次のようないちばん長い銘を作つて曰く

国は乱れ、政は無道であつても、
山河は変わることがない。

永く悲しみの歴史を残す、公と幼君思い出の丘。

日南より名君再び帰ることなく、

幾年月にわたつて、涙にくれることである。

寛政五年癸丑（みずのとうし）の年（1793）夏

金剛山（江国寺）の範玄海が謹んで書きしるす

佐伯市木立 木許 博

平成4年3月20日 始
平成5年1月28日 校正